



日本の島嶼領土

尖閣諸島・竹島・北方領土



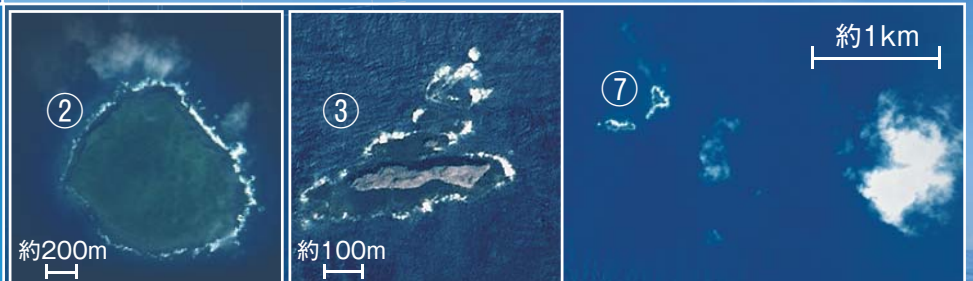
尖閣諸島 魚釣島



日本の島嶼領土

尖閣諸島・竹島・北方領土

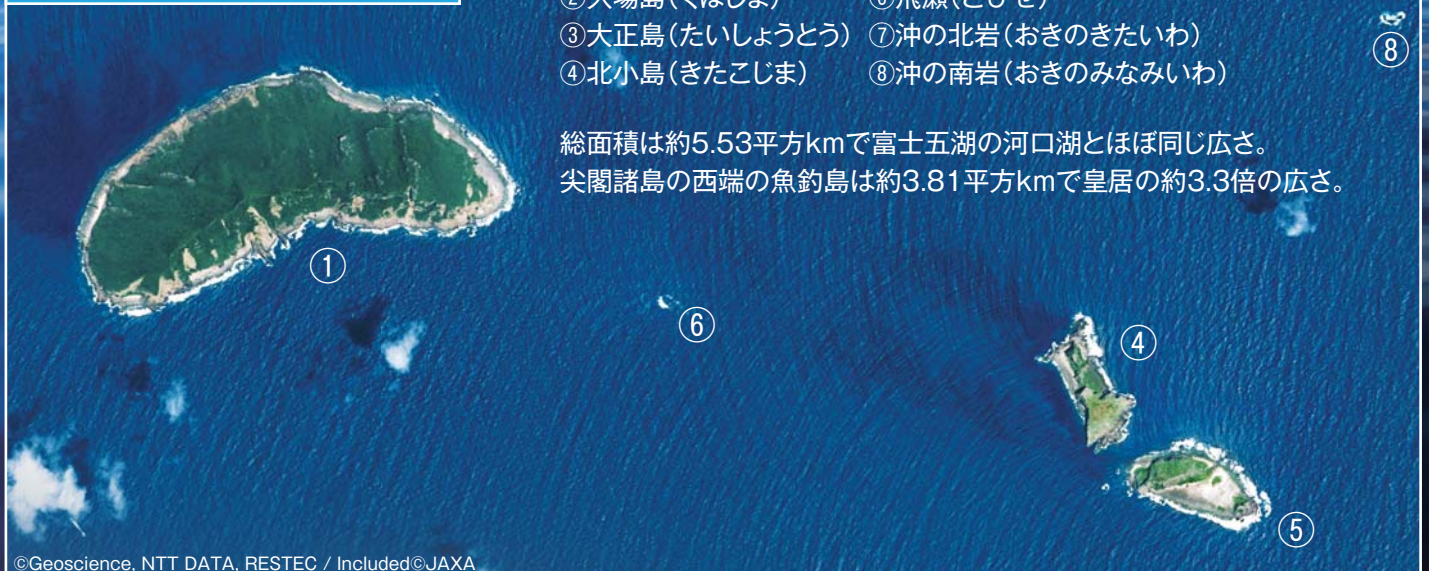
尖閣諸島



沖縄県の石垣島の北方約170kmの東シナ海上にある日本の島嶼領土

- | | |
|----------------|------------------|
| ① 魚釣島(うおつりしま) | ⑤ 南小島(みなみこじま) |
| ② 久場島(くばしま) | ⑥ 飛瀬(とびせ) |
| ③ 大正島(たいしょうとう) | ⑦ 沖の北岩(おきのきたいわ) |
| ④ 北小島(きたこじま) | ⑧ 沖の南岩(おきのみなみいわ) |

総面積は約5.53平方kmで富士五湖の河口湖とほぼ同じ広さ。
尖閣諸島の西端の魚釣島は約3.81平方kmで皇居の約3.3倍の広さ。



竹島

隠岐諸島の北西約158kmの
日本海上に位置する日本の島嶼領土

めしま おじま
①女島(東島) ②男島(西島)と
周辺の岩礁。

総面積約0.20平方kmで東京都の
日比谷公園とほぼ同じ広さ。



©Geoscience, NTT DATA, RESTEC / Included©JAXA

北方領土

千島列島の南に位置する北海道に近い日本の4つの島嶼領土



- ①歯舞群島(はぼまいぐんとう)
- ②色丹島(しこたんとう)
- ③国後島(くなしりとう)
- ④択捉島(えとろふとう)

総面積約5,003平方kmで千葉県や
福岡県とほぼ同じ広さ。

約50km

©Geoscience, NTT DATA, RESTEC / Included©JAXA

尖閣諸島

日本への編入から75年後に中国が突如領有権を主張した日本の島嶼領土



領土編入後、魚釣島で開拓に従事する人々(古賀花子氏提供 那覇市歴史博物館蔵)

日本の基本的立場

- ① 尖閣諸島が日本固有の領土であることは歴史的にも国際法上も明らかであり、現に我が国はこれを有効に支配している。したがって、尖閣諸島をめぐる解決しなければならない領有権の問題は存在しない。
- ② 日本は、領土を保全するために毅然としてかつ冷静に対応していく。
- ③ 日本は国際法の遵守を通じた地域の平和と安定の確立を求めている。



標杭建設の閣議決定書(1895年1月14日)

歴史的事実

- ① 尖閣諸島は、1885年から日本政府が再三にわたり現地調査を行い、尖閣諸島が無人島であるだけでなく、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認した上で、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行って正式に日本の領土に編入した。これは「先占の法理」といい、国際法上、正当に領有権を取得するための国家の行為である。
- ② 日本政府は、領土編入後、古賀辰四郎に対して官有地の貸与を決定し、各島の土地台帳への記載、行政関係者の訪問や学術調査など管理を行ってきた。
- ③ 第二次世界大戦後、尖閣諸島は米国の施政権下に置かれたが、1972年5月15日に沖縄返還協定が発効し、日本は尖閣諸島を含む沖縄県の施政権を回復した。



領土編入後、魚釣島で開拓に従事する人々
(古賀花子氏提供 那覇市歴史博物館蔵)

中国/台湾の主張とその反駁

中国/台湾の主張①

中国/台湾は、尖閣諸島は古来から中国の領土であり、明代には冊封使によって既に発見・認知されており、台湾の付属島嶼であったと主張。



日本の反駁①

中国/台湾が主張する根拠は、国際法上、領有権の主張を裏付けるに足る有効な論拠とはいえない。国際法上、島を発見したり地理的な近接性があることのみでは、領有権の主張を裏付けることにはならない。

中国の主張②

中国は、1943年のカイロ宣言や1945年のポツダム宣言を日本が受け入れた結果、尖閣諸島は台湾の付属諸島として中国に返還されたと主張。



日本の反駁②

第二次世界大戦後の日本の領土を最終的に確定したのは、対日平和条約であり、カイロ宣言やポツダム宣言は、日本の領土処理について最終的な法的効果を有していない。また米国は、尖閣諸島が日本国政府の施政下にあり、日米安全保障条約が尖閣諸島に適用される見解を明確にしている。



1970年に琉球政府が設置した警告版(写真: 沖縄県公文書館蔵)

竹島

韓国が実力によって日本から奪い1954年から不法占拠を継続している日本の島嶼領土



竹島(1906年大野氏撮影 島根県立図書館蔵)

日本の基本的立場

- ①竹島は、歴史的事実に照らしても、かつ国際法上も明らかに日本固有の領土である。
- ②韓国による竹島の占拠は、国際法上何ら根拠がないまま行なわれている不法占拠であり、韓国がこのような不法占拠に基づいて竹島に対して行なういかなる措置も法的な正当性を有するものではない。
- ③日本は竹島の領有権を巡る問題について、国際法にのっとり、冷静且つ平和的に紛争を解決する考えである。



竹島の名称と所管を伝える告示(島根県告示40号: 1905年2月22日)
島根県公文書センター蔵

歴史的事実

- ①日本人は、17世紀始めには、竹島を鬱陵島に渡る際の航行の目標にし、アシカやアワビの漁猟にも利用していた。日本は、遅くとも17世紀半ばには、竹島に対する領有権を確立していた。
- ②日本は、1905年1月の閣議決定により竹島を島根県に編入し、領有意思を再確認するとともに、その後に官有地台帳への登録、アシカ猟の許可、国有地使用料の徴収などを通じた主権の行使を、他国による抗議を受けることなく平穏且つ継続して行なった。
- ③竹島は、第二次世界大戦後の国際秩序を構築した1951年の対日平和条約において、日本が放棄すべき地域から意図的に除外され、日本の領土であることが確認された。
- ④竹島周辺海域の取締にあたっていた日本の巡視船は、1953年7月に韓国側から銃撃を受け、その後韓国は、竹島に韓国海洋警察隊を駐留させた。以降今日に至るまで不法に占拠を続けている。



竹島の開拓に従事する人々
出典:大阪朝日新聞(1934年撮影)

韓国の主張とその反駁

韓国の主張①

朝鮮の古文獻に名前が出てくる「于山(島)」が「独島」であり、日本が呼称する「竹島」は、古くからの韓国領土の「独島」のことであると主張。



日本の反駁①

韓国の古文獻に見られる「于山(島)」は、鬱陵島またはその近くの小島のことであり、「于山(島)」が「独島」であったとする記述はなく、ましてや日本が呼称する「竹島」のことであるという根拠もない。

韓国の主張②

「大韓帝国勅令41号」(1900年)は「鬱陵全島と竹島石島」を管轄する「鬱島郡」を設置したが、この「石島」が「独島」を指すと主張。



日本の反駁②

仮に同勅令が規定する「石島」が「独島」だとしても、大韓帝国が同勅令公布前後に日本領土の「竹島」を実効的に支配した事実はないので、同島に対する韓国の権原(※)が確立されていなかった。

韓国の主張③

SCAPIN(連合国総司令部覚書)677号と1033号において竹島は日本の領域から除外されていると主張。



日本の反駁③

SCAPIN677号の第6項とSCAPIN1033号の第5項で、「領土帰属の最終決定に関する連合国側の政策を示すものと解釈してはならない」と明示されている。

※権原は、領有権を主張する為の国際法の根拠である。

北方領土

第二次世界大戦後ソ連が占領し、現在もロシアが不法占拠している日本の島嶼領土



缶詰工場(歯舞群島志免島) 提供:千島歯舞群島居住者連盟

日本の基本的立場

- ①1855年2月7日、日本とロシアとの間で「日魯通好条約」が調印され択捉島とウルップ島の間に国境が確認された。
- ②択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島からなる北方四島は、一度も他国の領土となっていない、日本固有の領土である。
- ③1945年に北方四島がソ連に占領されて以降、今日に至るまでソ連・ロシアによる不法占拠が続いている。
- ④政府は、北方四島の帰属の問題を解決してロシアとの間で平和条約を締結するという基本方針に基づき、ロシアとの間で強い意思をもって交渉を行っている。

歴史的事実

- ①1855年の「日魯通好条約」で択捉島とウルップ島の間に国境が確認され、樺太島は共有地とされた。
- ②1875年の「樺太千島交換条約」で日本はロシアに対して樺太全島に対する権利を譲り渡し、千島列島(シムシウ島からウルップ島までの18島)に関する権利を譲り受けた。
- ③ソ連は、第二次世界大戦末期の1945年8月9日、当時有効であった日ソ中立条約を無視して日本に宣戦布告し、ポツダム宣言受諾後の8月18日には千島列島に侵攻し、その後28日～9月5日までの間に北方四島全てを占領し、一方的に自国領土に編入した。
- ④日本は、1951年の「対日平和条約」で千島列島に対するすべての権利、権原(※)及び請求権を放棄したが、そもそも北方四島は千島列島には含まれていない。
- ⑤1956年10月19日、日ソ両国は、平和条約の代わりに日ソ共同宣言を締結して戦争状態を終了させ、外交関係を回復させた。しかし、今なお、平和条約は締結されず、北方四島はロシアに不法占拠されたままとなっている。

※権原は、領有権を主張する為の国際法の根拠である。

ロシア(旧ソ連)の主張とその反駁

ロシアの主張①

ロシア(旧ソ連)は、第二次世界大戦終結により、1945年のヤルタ協定にもとづき、北方四島を含む千島列島がソ連に引き渡されたと主張。



日本の反駁①

北方四島は日本が対日平和条約で放棄した千島列島には含まれておらず、また、ヤルタ協定は領土問題に関する連合国の最終決定ではない。ソ連とヤルタ協定を締結した米国は、同協定は領土移転のいかなる法的効果を持つものではないと認めている。

ロシアの主張②

1956年の日ソ共同宣言で、日本は、平和条約締結後、四島の返還ではなく二島(歯舞群島と色丹島)の返還を認めている、と主張。



日本の反駁②

日ソ共同宣言は、平和条約に代わって戦争状態の終結や外交関係の回復を定めたものである。その後ロシアは、北方四島の領土問題の存在を認め、平和条約締結に向けた交渉を行うことに同意している。



小学校の運動会(択捉島紗那村)
写真提供:千島歯舞諸島居住者連盟



泊村(国後島)



鰯を干す人々(色丹島斜古丹地区)

笹川平和財団

笹川平和財団は、21世紀の人間社会の複層的・複雑化した課題に取り組んでいます。

地球の自然的・社会的危機に対応するために必要な事業を実施・支援し、我が国と諸外国との連携について民間財団ならではの自由な発想・手法で推し進め、活動、提言、交流等をもって、人間社会の新しいガバナンスのあり方を追求していきます。

海洋政策研究所

海洋政策研究所は、人類共通の財産である海洋について、国際的な協調のもとで調査・研究を進め、海洋の総合的管理と持続可能な開発をめざしています。

海に囲まれた日本として、海洋の開発利用と環境保全の調和を図ることを目的とした新たな海洋立国を推進するとともに、これからの時代の海洋ガバナンスの確立に努めていきます。

島嶼資料センター

近年、日本の一部の島嶼領土について、近隣周辺国との間に領有権をめぐる主張の対立が生じています。それぞれの国家の主張を根拠とした様々な情報が国際社会に流布され、歴史的経緯の解釈の相違も相まって混沌とした状況を生じさせ、当該関係国間の関係悪化を招く事態となっています。

東アジア地域の諸国が安定的な発展を図るためには、これら島嶼領土の問題についての「正しい理解」

を関係国のみならず国際社会も共有することが肝要であり、とりわけ国際法上の検討、歴史的経緯の認識共有は、問題の平和的な解決に向けて不可欠といえます。

海洋政策研究所島嶼資料センターは、日本の島嶼領土をめぐる様々な問題に関連する文献等の史資料を収集・整理を行い、特に国際法による分析に焦点を当て、学術的な立場から研究を行っています。

島嶼資料センターウェブサイト / Facts&Figures

法的地位・情勢分析等の論説と「ファクト」の発信

島嶼資料センターでは、論説集「島嶼研究ジャーナル」を発行し、島嶼の法的地位や歴史的解説、関係国の情勢分析の他、島嶼に関する多様な観点からの議論を行っています。

また、ウェブサイトでは、各島嶼の科学的根拠に基づいた「事実情報(ファクト)」を、法と歴史、地理、生態系、産業など各カテゴリーに分けて発信しています。

<http://www.spf.org/islandstudies/>



SPF 笹川平和財団

CPRI 海洋政策研究所

〒105-8524 東京都港区虎ノ門1-15-16 笹川平和財団ビル

ウェブサイト(お問い合わせ)

<http://www.spf.org/islandstudies/jp/>

写真提供(表紙・裏表紙): 株式会社グローバル企画

